

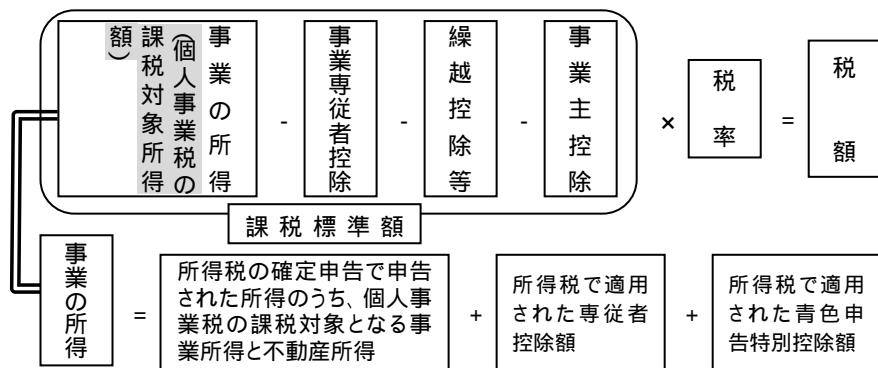
個人事業税とは

個人が事業を行う際に受ける公共サービスに対する応益負担として納める税金です。

納める人は

県内に事務所又は事業所を持ち、法令で定められた事業を行う個人の方に課されます。

納める税額は



事業の所得

1月1日から12月31日までの1年間(年の途中で事業を開始し、又は廃止したときは、その営業期間)の事業から生じた所得で、事業の総収入から必要経費を控除して計算します。
なお、所得税における青色申告特別控除は、個人事業税においては適用されません。

事業専従者控除

事業を行う人と生計を一にする親族(15才以上)がもっぱらその事業に従事するときは、次の額を必要経費に算入します。

青色申告の場合 …………… その給与の全額
 白色申告の場合 配偶者である専従者 …… 最高86万円
 配偶者以外の専従者 …… 最高50万円

繰越控除等

・事業所得の損失の繰越控除(青色申告者) ・被災事業用資産の損失の繰越控除
 ・事業用資産の譲渡損失の控除 ・事業用資産の譲渡損失の繰越控除(青色申告者)

事業主控除

290万円(事業を行った期間が1年未満のときは、月割で計算した額)

事業の種類

区分	事業の種類		
第1種事業 税率5%	物品販売業 電気通信事業 出版業 仲立業 不動産売買業 保険業 運送業 写真業 問屋業 広告業 金銭貸付業 運送取扱業 席貸業 両替業 興信所業 物品貸付業 船舶ていけい場業 旅館業 公衆浴場業(第3種を除く) 不動産貸付業 倉庫業 料理店業 演劇興行業 案内業 製造業 駐車場業 飲食店業 遊技場業 冠婚葬祭業 電気供給業 請負業 周旋業 遊覧所業 土石採取業 印刷業 代理業 商品取引業		
	第2種事業 税率4%	畜産業(農業に付随するものを除く。) 水産業 薪炭製造業	
	第3種事業 税率5%	医業 行政書士業 社会保険労務士業 理容業 測量士業 歯科医業 公証人業 コンサルタント業 美容業 土地家屋調査士業 薬剤師業 弁理士業 設計監督者業 クリーニング業 海事代理士業 獣医業 税理士業 不動産鑑定業 公衆浴場業(銭湯) 印刷製版業 弁護士業 公認会計士業 デザイン業 歯科衛生士業 司法書士業 計理士業 諸芸師匠業 歯科技工士業	
		第3種事業 税率3%	あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業 装蹄師業

(注) 主として家族などの自家労力を用いて行なう第2種事業には、課税されません。

不動産貸付業及び駐車場の認定基準について

区分	貸付不動産の種類	事業と認定される基準	
不動産貸付業	住宅	一戸建	棟数が10以上
		一戸建以外(アパート等)	居室の数が10以上
	住宅用以外の建物	一戸建	棟数が5以上
		一戸建以外(貸しビル等)	店舗等の数が10以上
	土地	住居用	契約件数(区画)が10以上又は貸付総面積が2,000㎡以上
		住居用以外(農地等を除く)	契約件数(区画)が10以上
	種類の異なる不動産の貸付を併せて行なっている場合	上記棟数、居室の数(アパート等、一戸建住宅以外の場合)、店舗等の数、及び契約件数(区画)の合計が10以上	
	上記の基準に満たない場合であっても不動産貸付業と認められる場合	不動産の貸付に係る収入金額が年額800万円以上	
駐車場業	建築物である駐車場(屋根付、立体式等)	収容可能台数を問わず事業と認定	
	建築物でない駐車場(青空駐車場等)	収容可能台数が10台以上又は総面積が250㎡以上	

貸付に係る不動産を数人が共有している場合については、それぞれの持分にかかわらず、貸付に係る不動産が上記基準に該当すれば事業と認定し、それぞれの個人が事業税の納税者となります。

申告と納税は

申告

毎年3月15日までに申告してください。

ただし、所得税の確定申告、又は住民税の申告をされた方は、申告をする必要がありません。

年の中途で事業を廃止したときは、廃止の日から1か月以内(死亡による廃止のときは、死亡の日から4か月以内)に個人事業税の申告が必要です。

なお、死亡による廃止のときで、所得税の確定申告をした場合には、あらためて個人事業税の申告をする必要はありません。

申告を怠った場合には、譲渡損失の控除などの諸控除を受けられなくなるので注意してください。

新たに事業を開始(事務所を開設)、変更若しくは廃止したときは、その事実があった日から1か月以内に、事業開始(事務所等の開設)・変更・廃止申告書を提出してください。

納税

納めていただく期限は、第1期分が8月31日、第2期分が11月30日になっております。期限の末日が土日祝日等にあたる場合は、これらの日の翌開庁日が納期限となります。また、年税額が1万円以下の場合、8月の納期にまとめて納めていただくことになっております。

このほか、所得税の修正申告及び更正、決定処分に基づいて個人事業税が課された場合には、別に定める納期限までに納めていただくことになっております。

納税は、各総合支庁から送付される納付書によって、銀行などお近くの金融機関の窓口でお願いします。

個人事業税について、わからないことがありましたら、お近くの総合支庁税務担当課へお尋ねください。

村山総合支庁 課税課 直税第二担当

山形 (023)621-8124,8400,8129

村山総合支庁 西村山税務課 課税担当

寒河江 (0237)86-8135,8209

村山総合支庁 北村山税務課 課税担当

村山 (0237)47-8621

最上総合支庁 税務課 課税担当

新庄 (0233)29-1228

置賜総合支庁 税務課 課税第二担当

米沢 (0238)26-6015

置賜総合支庁 西置賜税務課 課税担当

長井 (0238)88-8210

庄内総合支庁 税務課 課税第二担当

三川 (0235)66-5428,5429

平成24年4月発行

個人事業税のあらまし

～平成24年度版～



納税には、便利な口座

振替をご利用ください。

個人事業税の納税には、便利な口座振替をご利用ください。手続きは簡単です。取引金融機関の窓口かお近くの総合支庁の納税管理担当にお気軽におたずねください。

山形県